

社会福祉法人至善会評議員・役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至善会（以下「当法人」という）定款第9条、第23条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、顧問（以下役員等）という」の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 評議員及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、定款第23条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

(評議員及び非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 評議員及び非常勤役員等に対する報酬は評議員会及び理事会への出席の都度、定款9条、第23条に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月の末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年7月と12月とする。
- 2 評議員及び非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者については、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に報酬等の支給の基礎として公表する。

(改廃)

第10条 この規程と改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則) この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年1月1日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬（月額） （1人当たり）	報酬（賞与）（1人当たり）		年間総額 （1人当たり）
		夏期	冬期	
理事長	200,000 円	なし		2,400,000 円
常務理事	260,000 円	700,000 円	730,000 円	4,550,000 円
顧問	100,000 円	150,000 円	150,000 円	1,500,000 円

別表 2（評議員及び非常勤役員等の報酬）

役職名	議会への出席 （1人当たり）	年間総額 （1人当たり）	年間総額 （合計）
評議員	5,000 円	20,000 円	200,000 円
非常勤役員（理事）	5,000 円	20,000 円	100,000 円
非常勤役員（監事）	5,000 円	20,000 円	40,000 円